



平成 21 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(J A S D A Q ・ コード 4 3 1 1)
問合せ先
取締役コーポレート本部長 小嶋 正樹
(電話番号 03-5428-8830)

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に平成21年3月24日付けで、下記のとおり異動が生じる見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

株式会社バンダイナムコゲームス（以下、「バンダイナムコゲームス」といいます。）が、平成21年2月13日より実施しておりました当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成21年3月16日をもって終了いたしました。バンダイナムコゲームスは、本日付で「株式会社バンダイナムコゲームスによる株式会社ディースリー株式等に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」を公表しており、本公開買付けの結果、バンダイナムコゲームスが平成21年3月24日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社普通株式19,990株を取得し、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる予定です。

また、当社の親会社であるフィールズ株式会社及び当社の代表取締役社長で主要株主である伊藤裕二は、本公開買付け応募した結果、当社の親会社及び当社の主要株主に該当しないこととなる予定です。なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日付けで株式会社バンダイナムコホールディングス及びバンダイナムコゲームスが公表しております「株式会社バンダイナムコゲームスによる株式会社ディースリー株式等に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 親会社又は主要株主の名称、本店所在地、代表者、資本金及び主な事業内容等

(1) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる会社

- ① 名 称 フィールズ株式会社
- ② 本 店 所 在 地 東京都渋谷区円山町3番6号
- ③ 代 表 者 代表取締役社長 大屋 高志
- ④ 資 本 金 7,948百万円
- ⑤ 主 な 事 業 内 容 遊技機の企画・開発及び販売
- ⑥ 当 社 と の 関 係 資本関係：当社の発行済株式数の57.04%を保有しております。
人的関係：役員の兼務2名
取引関係：業務提携及び資金援助
- ⑦ 事業年度の末日 3月末日
- ⑧ 上 場 取 引 所 株式会社ジャスダック証券取引所

(2) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる会社

- ① 名 称 株式会社バンダイナムコゲームス
- ② 本店所在地 東京都品川区東品川四丁目5番15号
- ③ 代表者 代表取締役社長 石川 祝男
- ④ 資本金 15,000百万円
- ⑤ 主な事業内容 家庭用ゲームコンテンツの企画開発販売
業務用ゲーム機器の企画開発販売
モバイルコンテンツの企画開発販売等
- ⑥ 当社との関係 資本関係：該当事項はありません
人的関係：該当事項はありません
取引関係：該当事項はありません
- ⑦ 事業年度の末日 3月末日
- ⑧ 上場取引所 該当事項はありません

(3) 親会社に該当することとなる会社

- ① 名 称 株式会社バンダイナムコホールディングス
- ② 本店所在地 東京都港区港南二丁目16番2号
- ③ 代表者 代表取締役社長 高須 武男
- ④ 資本金 10,000百万円
- ⑤ 主な事業内容 バンダイナムコグループの中長期経営戦略の立案・遂行
グループ会社の事業戦略実行支援・事業活動の管理
- ⑥ 当社との関係 資本関係：当社の発行済株式数の0.29%を保有しております。
人的関係：該当事項はありません
取引関係：該当事項はありません
- ⑦ 事業年度の末日 3月末日
- ⑧ 上場取引所 株式会社東京証券取引所 市場第一部

(4) 主要株主に該当しなくなる者

- ① 名 名 伊藤 裕二
- ② 住 所 東京都目黒区
- ③ 当社との関係 代表取締役社長

2. 異動の前後における親会社及び主要株主の所有に係る所有株式数、所有議決権数及びその議決権の総数に対する割合

(1) フィールズ株式会社

	所有株式数	所有議決権数	議決権の総数に対する割合	大株主順位
異動前	12,000株	12,000個	57.13%	第1位
異動後	—	—	—	—

(2) 伊藤 裕二

	所有株式数	所有議決権数	議決権の総数に対する割合	大株主順位
異動前	3,600株	3,600個	17.14%	第2位
異動後	—	—	—	—

(3) 株式会社バンダイナムコゲームス

	所有株式数	所有議決権数	議決権の総数に対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—	—
異動後	19,990株	19,990個	95.17%	第1位

(4) 株式会社バンダイナムコホールディングス

	所有株式数	所有議決権数	議決権の総数に対する割合	大株主順位
異動前	60株	60個	0.29	—
異動後	— (19,990株)	— (19,990個)	— (95.17%)	—

- (注) 1. 所有株式数、所有議決権数及び議決権の総数に対する割合の()は、間接所有割合です。
2. 議決権の総数に対する割合の計算については、弊社が平成21年2月12日に提出した第18期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数21,037株に議決権を有しない32株を控除した21,005株を分母として計算しております。
3. 議決権の総数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 異動予定年月日 平成21年3月24日(本公開買付けの決済開始日)

6. 今後の見通し

バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を取得できなかったため、平成21年2月12日付「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて発表いたしましたとおり、以下に述べる方法により、当社を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、バンダイナムコゲームスは、(i)①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む定時株主総会、並びに(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社は、上記の株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交

付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社が、バンダイナムコゲームスの完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(i)②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基き、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価額は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後のバンダイナムコゲームスの株券等所有割合又はバンダイナムコゲームス以外の当社株主の当社の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、バンダイナムコゲームス以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化となることを予定しております。

なお、本公開買付けその後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、新株予約権については、本公開買付けが成立したものの新株予約権の全てを取得できなかったことから、バンダイナムコゲームスは、当社に対して、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、当社は、かかる要請に応じて、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う予定です。

7. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

株式会社バンダイナムコゲームス及び株式会社バンダイナムコホールディングスが当社の親会社に該当することとなりますが、株式会社バンダイナムコホールディングス（東京証券取引所 市場第一部に上場）が当社に与える影響が最も大きい親会社となるため、開示対象となる非上場の親会社はございません。

以 上